

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取り組み）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取り組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取り組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

新規就農者受入協議会、営農組織、農業者組織、農業者団体、外部組織（他産業、他地域等の参入）等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取り組みであること
- 取り組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

※ 県域の事業の場合、補助率1/2（市町村による協調補助なし）

(4) 補助対象経費上限額：800万円（ソフト単独の場合30万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月29日～4月26日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の取り組みの場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金
(新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

(2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月29日～4月26日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、その他法人等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：ハード事業の場合、補助率 県 1/3、市町村 1/6

※ 県域の取組みの場合、補助率 1/2（市町村による協調補助なし）ソフト事業の場合、定額（上限 県 20万円、市町村 10万円）

(4) 補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・200万円

ソフト事業の場合・・・30万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月29日～4月26日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 9 7
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 1 8

元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

(2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年3月29日～4月26日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（生産基盤強化対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること
- 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、以下から1つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること
 - ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
 - ・ 輸出拡大に係る重点品目の生産開始又は当該品目の販売額の増加
 - ・ 生産コストの低減
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 契約販売率の増加
 - ・ 地力の向上
- 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手に継承したもの、又は確実に承継することが見込まれるものであること

(2) 対象経費：

- ア 農業用ハウスの再整備・改修
- イ 果樹園・茶園等の再整備・改修
- ウ 農業機械の再整備・改良
- エ 生産装置の継承・強化に向けた取組み
- オ 生産技術の継承・普及に向けた取組み

(3) 補助率：1／2以内（ア、イ（改植以外）、ウ、オ（研修受講費） 定額（イ（改植）、エ、オ（研修受講費以外））

(4) 補助上限額：500万円（オの農業機械の安全取扱技術の向上支援のみ）

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件（資金交付要件）：

- 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 独立・自営就農であること。
- 青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。
- 人・農地プランに位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長3年間、年間最大150万円を交付。
- 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則600万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 4
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で令和4年度以降、新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費：

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※ 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
 - ① 人材の確保
 - ② 収益力向上に向けた取組み
 - ③ 組織の法人化
 - ④ 共同利用機械等の導入経費

(3) 補助率：

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 …100万円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 25万円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

(4) 補助上限額：1,000万円（1ビジョン当たり3年間の取組の合計額）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度分は令和6年2月中旬～3月上旬に実施

※令和6年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2296

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 3
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

農地利用効率化等支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農地利用効率化等支援事業費補助金と比較して、広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設を導入する場合には補助上限額を引き上げて支援します（融資主体型補助事業）。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ビニールハウスの整備
 - 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

(3) 補助率：

以下の①～③のうち最も低い額

- ① 事業費×3/10
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：個人 1,000万円、法人 1,500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度分は令和6年2月上旬～3月上旬に実施
※令和6年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

農地利用効率化等支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地区に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します（融資主体型補助事業）。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 地域計画の目標地区に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地区に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ビニールハウスの整備
 - 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

(3) 補助率：

以下の①～③のうち最も低い額

- ① 事業費×3/10
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：300万円

※ 経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は、上限額600万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和6年度分は令和6年2月上旬～3月上旬に実施。

※令和6年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-3405

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）
- 2 事業概要
農業者の高齢化、集落の混住化がすすむ農村集落において、多様な人材が話し合っ
て整理した管理計画に基づき、農地の保全管理に必要な機材の導入を支援します。
- 3 利用対象者
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
農業者及び地域の若者、女性、元会社員などが参加した地域の話合いにより、
農地保全・管理実行計画を作成すること
 - (2) 対象経費：農地管理機材導入に要する経費、導入に必要な資格講習の受講費
 - (3) 補助率：導入する管理機材の購入経費の1／3
 - (4) 補助上限額：200万円
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
 - (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課
- 6 問合せ先
 - 【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
 - (2) 担当（係）名：農村保全担当
 - (3) 電話番号：023-630-3373
 - 【総合支庁】
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：下記のとおり
 - (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339	（企画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-2732	（事業担当）

みどりの食料システム戦略推進費補助金（持続可能なエネルギー導入・環境 負荷低減活動のための基盤強化対策事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システムの実現に向けて、みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、民間団体等

（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者、各種組合・法人等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

交付申請までにみどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画書の認定を受けること

(2) 対象経費：

①代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設（付帯設備を含む）の整備等に必要な経費

②資材の生産に必要な調査、検査・分析、実証試験等に必要な経費

(3) 補助率：

① 1 / 2 以内（補助上限：8,000万円）

② 定額（補助上限：100万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
(麦・大豆機械導入対策)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

- 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- 地域農業再生協議会
- 市町村
- 県知事が地方農政局長等と協議して認める団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
- 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること

(2) 対象経費：

麦・大豆の生産拡大に向けた機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費

(3) 補助率：1／2以内(導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの)

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類(様式)の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：園芸振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521

そば安定生産等対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

3 利用対象者

- 農業を営む法人
- 営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 農業協同組合
- 事業協同組合
- 地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ①湿害対策技術の導入
収量の増加
- ②複数年契約取引
 - ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
 - ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加
- ③国産そばの新規需要拡大
 - ・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
 - ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
 - ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

(2) 対象経費及び補助率等：

- ・(1)の①の経費
 - ア 技術講習会・栽培実証等：補助率10/10以内（補助金の上限：300万）
 - イ 湿害対策技術の導入：2,000円/10a
 - ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：1/2以内（補助金の上限：1,000万円/台）
- ・(1)の②の経費
1,000円/10a（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）
- ・(1)の③の経費
補助率1/2以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・PR）

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当(係)名：作物振興担当

(3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：園芸振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1315

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6051

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5521

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

①収益性向上対策

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

②生産基盤強化対策

- 継承者が継承5年後も営農を継続することが確実と見込まれること
 - 同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組みが実施されていること
- 上記の全ての要件を満たし、以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること
- ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
 - ・ 生産コストの低減
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 契約栽培率の増加

(2) 対象経費：

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

麦・大豆生産技術向上事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援します。

3 利用対象者

- 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- 地域農業再生協議会
- 市町村
- 補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
- 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること

(2) 対象経費：

- ①作付けの団地化推進等生産性向上の推進に向けた取組みに要する経費
- ②事業実施主体による新たな営農技術等の導入の取組みに要する経費
- ③事業実施主体による生産拡大に向けた機械・施設の導入等の取組みに要する経費

(3) 補助率

- ・ (2)の①の経費：定額(事業実施主体の水田面積に基づく)
- ・ (2)の②の経費：定額(事業実施主体が新たに導入する技術及び新たに導入する面積に応じて支援)
- ・ (2)の③の経費：1 / 2 以内
(導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの)

(4) 補助上限額

- ・ (2)の①の経費：事業実施主体の水田面積

50ha未満	100万円
50ha以上150ha未満	200万円
150ha以上	300万円
- ・ (2)の②の経費：1万円 / 10a
- ・ (2)の③の経費：導入する機械等ごとに2,500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。)
- (2) 申請書類(様式)の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：園芸振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5521

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・ 生産コストの10%以上の削減
- ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・ 農産物輸出の取組みについて、
 - ① 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 又は
 - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・ 労働生産性の10%以上の向上
- ・ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・ 施設エネルギー転換枠の場合、
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 又は
 - ② 燃油使用量の15%以上の削減

(2) 対象経費：

- 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
- 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等※ さくらんぼの省力化設備導入及び「やまがた紅王」雨よけハウス整備は、農業を

営む個人（販売農家）も対象

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気象災害対策設備整備のみ）
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）
- 「やまがた紅王」の出荷量（苗木の導入年度ごとに目標を設定）

(2) 補助対象：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 新産地育成事業（資材・機械の導入）
 - ・ 農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
 - ・ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
 - ・ 気象災害対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱 等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置 等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）
- 栽培技術等導入支援事業（ソフト事業）
（栽培法・機械の実証、販売促進活動、新規栽培者研修、労働力確保 等）
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業（H30 から R4 に導入した「やまがた紅王」の苗木に対する雨よけハウス整備）

(3) 補助率：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 団地支援型：2 / 5 又は市町村が交付する金額の2 / 3 のいずれか低い額
 - ・ 生産性・所得向上型：1 / 3 又は市町村が交付する金額の2 / 3 のいずれか低い額
- 労働環境整備事業
 - ・ 団地支援型及び生産性・所得向上型
1 / 3 又は市町村が交付する金額の2 / 3 のいずれか低い額

- 省力化推進事業
 - ・ 生産性・所得向上型のみ
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額
- 栽培技術等導入支援事業
 - ・ 団地支援型及び生産性・所得向上型
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業
 - ・ 生産性・所得向上型のみ
1 / 3 又は市町村が交付する金額の 2 / 3 のいずれか低い額

(4) 補助上限額：

- 収益性向上対策事業：3,000万円（団地支援型は8,000万円）
- 労働環境設備整備事業：150万円
- 省力化推進事業：1,000万円
- 栽培技術等導入支援事業：50万円
- 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業：なし

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年3月上旬～4月中旬（予定）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2466